

■(株)プレミアムコスメが通信販売サイトで販売する「極み菌活生サプリメント」の広告表記および解約方法について「要請書」を送付しました。

当団体は、同社の「極み菌活生サプリメント」の広告表示や解約方法について検討し、2021年3月に「お問合せ」活動を行いました。これへの回答を検討した結果、不当



景品類及び不当表示防止法と消費者契約法上の問題があるとの判断から、同年7月7日付で「申入書」を送付し、8月4日付「回答書」を得ました。その回答について、検討したところ、同社ウェブサイトの最終確認画面及び解約方法の定めについて、特定商取引法上（令和4年6月15日までに施行される改正特定商取引法を指します。）の疑義があるとの判断から「要請書」を送付しました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



【寄稿】消費者契約法改正 緊急シンポジウム 今何が起きているのか・消費者法改正の「いま」と「これから」

消費者契約法の改正を実現する連絡会 代表世話人 弁護士 野々山 宏

2月19日、「消費者契約法の改正を実現する連絡会」による緊急シンポジウムが開催されました。その模様を代表世話人の野々山宏弁護士にご寄稿いただきました。

1, 消費者契約法の第3次改正

2022年の通常国会で、消費者契約法の3回目の改正が審議されます。消費者庁に設置された有識者で構成される「消費者契約法の改正に関する検討会（以下、「検討会」といいます。）」の報告書が公表され、これを受けて、消費者庁において、改正案骨子が作成され、すでに改正法案も公表されています。改正案は、3つの取消権、1つの不当条項、努力義務規定の新設等を内容としています。

しかし、この改正案には重大な問題点があります。

改正に対して取り組みを進めてきた「消費者契約法の改正を実現する連絡会」では、改正骨子案が出された段階の2022年2月19日に、改正内容の検討と、併せてこれからの消費者契約法のあり方を考える緊急シンポジウムをオンラインで開催しました。全国から180人の多くの参加がありました。

2, シンポジウムの内容

シンポジウムでは、志部淳之介弁護士から今回の改正の内容の解説がされ、検討会委員である平尾嘉晃弁護士からは、長期間にわたり議論して取りまとめられた検討会報告書の内容と、骨子案が大きく乖離している問題点が指摘されました。同じく検討会委員である沖野眞巳東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授から、消費者契約法の役割という

視点から、同法の現状のような断片的な規律の増加に疑問を投げかけ、消費者契約における行動規範としての包括的な民事ルールとしての役割を再認識して共有していくことの重要性について言及されました。最後に筆者から、今回の改正の問題点と今後の取り組みについて報告しました。

3, 消費者契約法第3次改正の問題点

今回の改正には、以下の問題点があります。

- (1) 前回の改正時の国会附帯決議で求められていた、高齢者、若年成人等に対する、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を設けるべきとのミッションが全く実現されておらず、国会の附帯決議が軽視されていること。
- (2) 不当勧誘の規定として、①困惑類型の脱法防止規定、②消費者の心理状態に着目した規定、③消費者の判断力に着目した規定という、3つの類型の取消権を新たに設けることなどを提案した検討会報告書の内容の多くが抜け落ちてしまっており、検討会の存在意義が問われること。
- (3) そして何より、現に発生し、今後も発生が予想される高齢者、若年成人等の消費者被害の防止・救済に極めて不十分であること。

今後、改正法律案の審議に向けて、より良い内容となるよう取り組みを進め、併せて、少し時間をかけて消費者契約法の役割や規定のあり方について再検討していく必要があります。



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定：適格消費者団体・特定適格消費者団体)

KC's NEWS

No.94
2022.3.24

発行所 KC's事務局 〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp HP: http://www.kc-s.or.jp/

2/11 2021年度ひょうご消費者セミナーを開催しました。

毎年、ひょうご消費者ネット・兵庫県生協連・コープこうべ・KC'sの共催で開催してきました「ひょうご消費者セミナー」は、2月11日に「18歳はもう大人～被害者にも加害者にもならないために～」をテーマとして、Zoomを使用したオンラインにて開催しました。参加者は71名(事務局を含む。)でした。

冒頭、消費者支援機構関西の飯田秀男副理事長から開会挨拶を行い、ひょうご消費者ネットとKC'sの活動紹介に続き、講師としてお招きした大森節子(おおもり せつこ)氏(C・キッズ・ネットワーク理事長)から、2022年4月からの施行が予定されている、成年年齢を引き下げる「民法の一部を改正する法律」の概要について、



これまでに青年向けの教材を作ってきた実績が反映された分かりやすい内容で講演をいただきました。

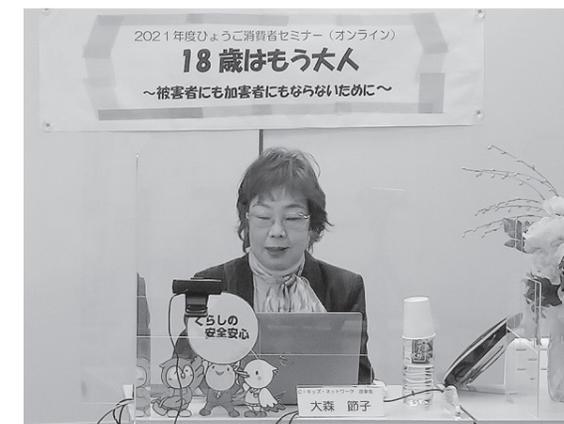
【講演概要】

成年年齢を引き下げる「民法の一部を改正する法律」については、今回の法改正により高校生でも成年になれば親の同意が無くとも契約ができ、後から取り消すことができないため、消費者被害が増加するのではないかと懸念されています。特に、携帯電話の申込みやローンを組む、クレジットカードをつくる、部屋を借りる、といった契約は、今回の法改正の対象となる世代にとって大きな関心事です。こうした世代は、契約に慣れていない、知識が少ない、社会経験に乏しい、という理由から、悪質業者にとっては、だましやすいつァーゲットになっています。

また、安易にクレジットカードをつくったりローンを組んだりすると、支払い能力を超えた利用につながってしまいます。そのため、クレジットカードや様々なキャッシュレス決済の仕組みを理解して利用することが大切です。利用の際には、利用明細を確認すること、リボ払いにも注意しましょう。

安易なもうけ話にも注意が必要です。先輩や友人から「簡単に稼げる」もうけ話として、副業や投資を紹介されてもきっぱり断りましょう。簡単に、そして絶対に稼げる話はありません。同様にネットワークビジネス、いわゆるマルチ商法に誘われても、きっぱり断りましょう。美容も若い世代には大きな関心事ですが、費用も高額でトラブルも発生しています。リスクや副作用についての説明をしっかりと聞く、当日の契約や手術をしないことが大切です。

困ったときは、必ず相談しましょう。クーリング・オフや契約等に関するトラブルに遭ったときには消費生活センターに相談しましょう。C・キッズ・ネットワークでは、世代別に分かりやすい学習資料を開発しています。高校生の授業を始め、様々な場面で活用をお願いします。



大森節子氏(C・キッズ・ネットワーク理事長)

3/2 適格消費者団体連絡協議会 第2回プレ企画 「適格団体と行政機関との連携強化に向けて」をテーマに開催されました。

3月2日、適格消費者団体連絡協議会の第2回プレ企画がオンラインで開催されました。テーマは「行政の執行機関と適格消費者団体との連携」、約50名が参加者しました。

適格消費者団体を対象に実施されたアンケート結果（19団体が回答）では、適格消費者団体の権限行使に関連して行政庁に対し申出・照会をしたことのある団体は7団体。特商法60条に基づく申出5件、法的根拠に基づかない任意の情報提供4件、問合せ4件の実績があるものの、これらのアクションに対する「行政庁のリアクションがない」が共通した回答でした。

各団体が問題と指摘したのは、結果や途中経過について教えてもらえない7件、申出を取り上げるかどうかが行政側の裁量に委ねられている5件、行政処分や指導（処分が取り消された場合を含む）に関する具体的根拠が開示されない5件、事業者が行政に提出した資料の開示を受けられない5件となっています。

行政庁から団体宛の情報提供を経験したのは8団体。情報提供の協定を結んでいるのは意外に少なく5団体。情報提供が「有用」だったと評価したのは7団体でした。

当日は3団体（COJ、ホクネット、KC's）か

ら事例報告を受けて意見交換しました。出された意見概要は以下の通りです。

- ①自治体と情報交換や定期的な協議・情報交換がされている団体では、活動に有益であることも多いとのこと。全ての団体で、対応自治体との協定締結や情報交換にチャレンジしてはどうか。
- ②行政庁に申出、情報提供等をしてもしターンがなく、活動に影響が出ていることから以下の意見が出た。
 - ・特商法60条・景表法40条を手掛かりに協議ができないか。
 - ・景表法40条の提供請求先に消費者庁を入れることができるか。
 - ・消費者裁判手続特例法の改正案にある事業者の開示努力義務を活用して実効性を高めることができるか。
 - ・「公益性の追求」など、行政庁が動きやすい整理をして、実現への議論をしてはどうか。
- ③消費者裁判特例法改正に伴い、特商法・預託法の行政処分に係る書類の提供が可能になる。具体的な意見交換をすべきではないか。

2/5 成年年齢引下げを見据えたオンラインセミナー 「若者に広がるマルチ商法被害の実態と法による救済」が開催されました。

2月5日、「成年年齢引下げと消費者法研究会」と「消費者ネット関西」の共催、KC's後援で、標記のセミナーが130名を超える参加者の下で開催されました。

最初に、KC's常任理事でもある坂東俊矢氏（京都産業大学教授）の講演「成年年齢の引下げとマルチ商法被害」がありました。国民生活セン



坂東俊矢氏（京都産業大学教授）

ターの発表では、2018年度の相談件数でマルチ商法に関するものは1万件を超えますが、20歳代の相談は全体の40%を占めます。成年年齢引下げ以降、18、19歳の被害が拡大することが懸念されます。成年であれば、クレジットカードも月間利用限度額30万円、また50万円まで貸金業者から融資を受けることができますが、これに付け込んで高額な契約をさせる事業者もあります。成年年齢引下げに当たり、クレジットカードの見直しや、マルチ商法に関する法整備、ネットやSNSを使った勧誘へ活用可能なルールの明確化などの課題を話されました。

また、澤村美賀氏（公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部長）は、相談現場の声を基に「若者のマルチ被害の実態と救済の難しさ」として、「仮想通貨の投資」、「FX自動売買システム」、「オンラインサロン」など、いわゆる“モノなしマルチ”や、SNSやマッチングアプリを活用した勧誘など、最新のマルチ商法の実態を

お話されました。

石戸豊弁護士からは「マルチ商法被害救済のための法律の考え方」について講演がありました。無限連鎖講防止法、特定商取引法など、

ねずみ講やマルチ商法被害を防止するための法整備の歴史を紐解きながら、現代のマルチ商法を規制するために必要な改正課題について学ぶことができました。

1/31「全国消費者行政ウォッチねっと」第2回学習会 報告

2022年12月には改正特定商取引法の施行から5年後見直しの時期を迎えます。次期の見直しに向けた運動を想定した学習会が行われています。

1月31日には第2回目のオンライン学習会が開催されました。主催は「全国消費者行政ウォッチねっと」。参加者は全国から200名超でした。学習会では、今回の見直しの重点を以下の3点に設定しています。

- ①訪問販売・電話勧誘販売における実効的な不招請勧誘規制の導入
- ②デジタル時代に対応した通信販売規制の抜本的見直し
- ③若年者の被害予防を中心としたマルチ規制の強化

コロナ禍の中で、デジタル機器を使用した消費者の購買機会が増えています。インターネットショッピングの利用率は50%を超えています。今回の学習会では、こうした消費者の購買動向に係る消費者被害、そのツールに標示される広告のしくみと規制のあり方について、情報の共有化が図られました。この類いの消費者被

害の解決を困難にしているのは、①チラシや広告を見てインターネットやスマホ、電話、FAXで申し込んだ契約が通信販売なのか、電話勧誘販売なのかをめぐって事業者との間に解釈の相違がみられること、②SNS媒体を通じて消費者のもとに届くインターネット広告の規制のあり方が不十分であること、にあります。

学習会では、「アフィリエイト広告等に関する検討会」報告書の取りまとめについても報告がありました。報告書では、景品表示法第26条に基づく「広告主が講ずべき表示管理措置」の指針について、アフィリエイト広告に関するガイドラインを策定することになった反面、悪質なアフィリエイトを景品表示法の適用対象にすることが見送られたことが紹介されました。インターネット広告の規制のあり方においては多くの論点があり、引き続き研究をしていく必要があります。

「ウォッチねっと」では、特商法見直しに係るテーマで3月にも学習会の開催を予定しています。

差止裁判・申入れ活動について

■ USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第12回裁判が行われました。

USJの「Webチケットストア利用規約」の契約条項には、消費者契約法に反し不当と思われる点があり、当該条項の修正・削除などを求めた差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起していましたが、第11回期日（裁判）が2月15日（火）に行われました。次回期日は4月19日（火）となりました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



■ 消費者庁に対して、情報の開示を求める「申入書」を送付しました。

当団体は、消費者庁より措置命令を受け、消費者庁長官が認定した返金措置を実施した(株)モイストに対し、2021年11月1日付で商品の購入状況・返金に関する告知文書・返金状況について報告するよう求めました。同社からは11月19日付で非開示の旨の回答がありましたが、同社の対応は大変遺憾です。

当団体としては、消費者庁が認定した返金措置を同社が実施したとしても、その結果等の具体的な内容が把握できなければ当団体が求めた程度に適切な対応がされていたか判断できないと考え、消費者庁に対して情報開示を求める「申入書」を送付しました。詳細はQRコードをご覧ください。⇒

